

359. 技術基準の遵守と自家用電気工作物設置の流れ

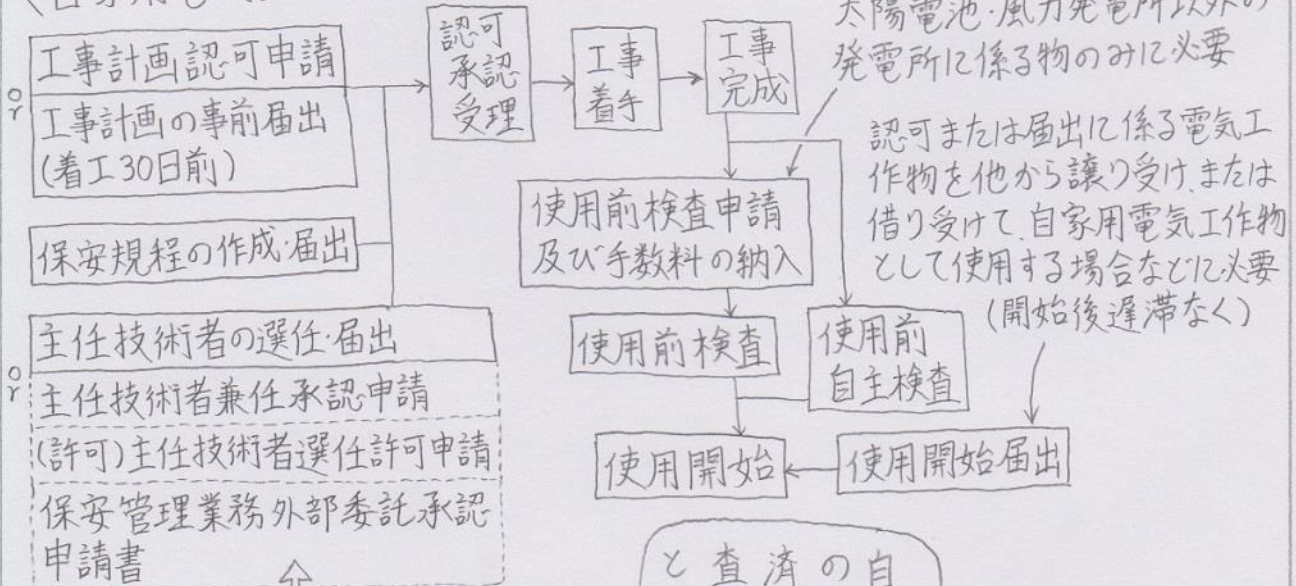
省令で定める技術基準は、次の事項を定めるよう規定されている

- ①事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする事②事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする事③事業用電気工作物の損壞により一般電気事業者の電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようにする事④事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壞により、その一般電気事業に係る電氣の供給に著しい支障を生じないようにする事

技術基準に適合していないと認めた時は、電気事業法第40条で、主務大臣が技術基準適合命令を発動できるように規定している

第40条：主務大臣は、技術基準に適合していないと認める時は、事業用電気工作物を設置する者に対して、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理、改造し、若しくはその使用を一時停止すべき事を命じ、又はその使用を制限する事ができる

〈自家用電気工作物設置の流れ〉



自家用電気工作物の設置手続、工事が済むと、使用前の検査を経て、使用開始となる

